

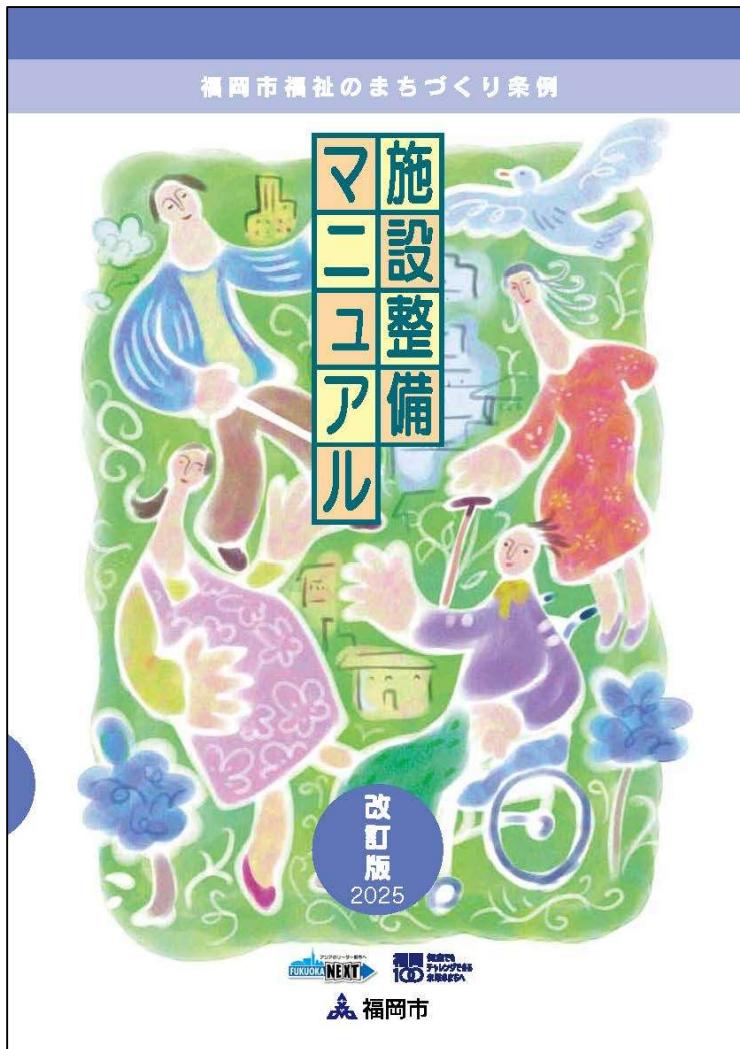
福岡市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

改訂版

2025

〔改訂概要〕



福岡市

令和7年12月

1 施設整備マニュアルの改訂概要

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

[福祉のまちづくり条例 制定]

福岡市では、平成 10 年 4 月に「福岡市福祉のまちづくり条例(以下、「市条例」)」、翌 11 年 4 月には「同条例施行規則(以下、「施行規則」)」を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などのバリアフリー化を進めてきました。

[施設整備マニュアル]

施行規則で定めた整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を作成し、施設管理者、設計者、事業者等が施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み、国整備ガイドラインの改訂や時代の変化などに対応して改訂を行っております。

なお、今回の施設整備マニュアル改訂版の内容については、令和 7 年 12 月 1 日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

(2) 各施設の掲載方針の見直し

施設整備マニュアルは、施行規則に定める整備基準及び誘導基準等のほか、建築物や道路、公園などの施設別に定められた国の基準等を解説する整備ガイドライン(以下、「国整備ガイドライン」)を参考に作成しております。

施設整備マニュアルの改訂については「建築物」に関するバリアフリー化の相談が多いことから、国整備ガイドラインのうち、建築物の基準を解説した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下、「建築設計標準」)改訂にあわせて施設整備マニュアルを改訂しておりますが、施設によって国整備ガイドラインの改訂時期が異なるため、各施設国整備ガイドラインの最新版を参照していただく必要があり、以下の通り掲載内容を見直しました。

施設	施設整備マニュアルへの掲載方針
建築物	従来どおり
交通機関の施設	<u>市条例で定める基準以外の基準及び解説は省略(国整備ガイドライン参照とする)</u>
道路	従来どおり。国整備ガイドライン参照を強調 ※市道路条例で定める誘導基準の解説を掲載(現時点で整備の予定がない「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」以外を掲載) ※市独自の基準の解説については、引き続き掲載
公園	従来どおり。国整備ガイドライン参照を強調

(3) 認知症の人にもやさしいデザインに関する記載の追加

福岡市においては、認知症の人の増加を受け、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指す取組みの一環として、令和2年に認知症の人の特性にあわせた空間デザインのポイントなどを解説した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を策定しました。

また、国においても、急速な高齢化の進行に伴い、認知症者数が増加傾向にあることから、認知症の人が尊厳と希望をもって生活できるようにすることを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」)」が令和6年1月に施行し、具体的な取組みの1つとして「バリアフリー化の推進」を掲げています。

認知症基本法の制定を踏まえ、今回の施設整備マニュアルの改訂にあわせ、より多くの施設管理者や設計者に認知症の人にもやさしいデザインを知ってもらえるよう、認知症の人にもやさしいデザインに関する誘導基準を定め、認知症の人の特性や施設整備をする上での配慮ポイントなどについて解説を新たに掲載しました。

■新たに掲載する内容

新たに掲載する項目	掲載場所	掲載内容
認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方	設計編(共通)	「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」の内容から、 <u>認知症の人の特性や認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方について解説するページを追加</u>
認知症の人を取り巻く法律などの周知	コラム	<u>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について紹介するコラムを追加</u>
認知症の人にもやさしいデザインに関する誘導基準を定め、望ましい整備内容とあわせて解説	設計編 (建築物) (交通機関の施設)	建築物及び交通機関の各整備箇所(出入口、通路など)において、 <u>認知症の人にもやさしいデザインを実現する上での配慮ポイントの概略をまとめたページを追加</u>
認知症の人にもやさしいトイレサイン	資料編 ピクトグラムの例	「認知症のひとにもやさしいトイレサインの手引き」において推奨する <u>ピクトグラムを追加</u>

2 (参考)規則改正(整備基準・誘導基準)の主な内容

(1) バリアフリー法施行令改正に合わせた市基準の見直し

①建築物:便所

バリアフリー法施行令改正に基づき、「福祉型便房」等の設置数を見直しました。

■基準の変更内容(建築物移動等円滑化基準対象建築物のみ)

	新基準	従来の基準
整備基準	福祉型便房:原則、各階に1箇所以上 不特定多数利用便所:不特定多数の者等が利用する階数に相当する数以上 ※床面積に応じて必要数は変動	福祉型便房:建築物に1箇所以上
誘導基準	福祉型便房:原則、不特定多数利用便所に1箇所以上	福祉型便房:各階に1箇所以上 200 箇所以上:総数の 2% 201 箇所以上:総数の 1%+2 箇所以上

②建築物:車椅子使用者用客席

バリアフリー法施行令改正に基づき、「車椅子使用者用客席」の必要数を見直しました。

■基準の変更内容

	新基準	従来の基準
整備基準	総数 400 席以下:2席以上 総数 401 席以上:0.5%以上	<u>2席以上</u>
誘導基準	総数100 席以下:2席以上 総数 101 席以上 200 席以下: 総数の 2%以上 総数 201 席以上 2,000 席以下: 総数の1%+2席 総数 2,001 席以上: 0.75%+7 席以上	総数 200 席以下:総数の 2%以上 総数 201 席以上 2,000 席以下: 総数の1%+2席 総数 2,001 席以上: 0.75%+7 席以上

③建築物:車椅子使用者用駐車施設

バリアフリー法施行令改正に基づき、「車椅子使用者用駐車施設」の設置数を見直しました。

■基準の変更内容

	新基準	従来の基準
整備基準	総数 200 台以下:総数の 2% 総数 201 台以上:総数の 1%+2 台以上	<u>1台以上</u>
誘導基準	総数の2%以上	総数 200 台以下:総数の 2% 総数 201 台以上:総数の 1%+2 台以上

(2) 認知症の人にもやさしいデザインの誘導基準化

認知症の人にもやさしいデザインに関する誘導基準の対象施設は、表「誘導基準対象施設」のとおりです。

各施設の整備箇所において、設備等と設置面との明度差の確保や標識内の図や文字と背景の明度差に関する誘導基準を設けました。

また、施設整備マニュアルでは誘導基準対象外の施設も含め、望ましい整備内容を新たに掲載しています。

■誘導基準対象施設

認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

■誘導基準を新たに設ける整備箇所一覧

施設	整備箇所	誘導基準		望ましい整備内容
		明度差	標識	
建築物	4.階段		●	●
	5.エレベーター		●	●
	6.便所	●	●	●
	7.駐車場		●	●
	15.標識類		●	●
	21.エスカレーター	●		●
	1.出入口/2.廊下等/3.傾斜路/8.敷地内の通路 9.手すり/12.浴室、シャワー室及び更衣室 13.客室/16.券売機/17.公衆電話/18.記載台			●
交通機関の施設	6.階段		●	●
	7.エレベーター		●	●
	9.便所	●	●	●
	11.標識類		●	●
	13.エスカレーター	●		●
	1.出入口/2.移動等円滑化された経路/3.改札口 4.通路/5.傾斜路/8.乗降場 12.券売機・乗車券等販売所及び案内所等 14.休憩設備等/15.個別の施設(バスターミナル)			●